

医道審議会医道分科会
平成16年3月17日会議資料

- ・資料II-1
- ・資料II-2
- ・資料II-3
- ・資料II-4

資料 II - 1

刑事事件とならなかつた 医療過誤等について

刑事事件とならなかった医療過誤等に係る医師法上の 処分について（当面の対応と将来的な対応）（案）

刑事事件とならなかった医療過誤等に係る医師法上の処分については、今後、以下のような方針で臨むこととしてはどうか。

1. 当面の対応

（1）事案の把握

当面、以下の方法により刑事事件とならなかった医療過誤事件の情報を収集する。

- 被害者からの申立てによるもの
- 民事事件の確定判決等（調停・和解の案件は当面、原則として扱わない）
- その他厚生労働省に寄せられる相談の活用も検討

過去5年以内の案件を重点的に情報収集する。（診療録の保存期

間が5年であり、それ以上古い案件は事実関係の調査がより困難であると考えられるため)

(2) 把握された事案に関する調査

① 調査事案の選択

同一の医師に対して複数の事案が把握されたものや、患者が死亡した事案であって医事に関する重大な不正があると考えられるものを優先して、集中的な調査を行う。

② 調査方法

現行法上は厚生労働大臣には調査権限が与えられていないため、任意の事情聴取などの方法により調査を行う。

この場合、対象者の協力拒否など調査困難な事例については医師会などに協力を要請し、調査の促進を図る。

③ 過失・不正の特定

調査が終わった事案について、医師に過失・不正の事実があった

かどうかを審査し、行政処分の根拠となる事実・証拠を特定する。

(3) 不利益処分のための法的手続

医師法及び行政手続法の規定に従い、聴聞又は弁明の手続を採った上で、医道審議会に諮問し、処分の内容を確定する。この場合、処分の内容については、同種の事案の刑事事件における処分の程度との均衡を図りつつ、決定する。

2. 将来的な対応

当面、上記1. の対応を探るが、任意の事情聴取では、事案の把握と厳正な調査には一定の限界があると考えられるため、将来的には、調査困難事例について、厚生労働大臣が報告を命じる権限を創設することも検討する。公権力の行使が基本的人権の制約につながるおそれにも留意し、他の資格法の例も斟酌しつつ、医師法の改正も視野に入れて検討する。

資料 II - 2

被処分者に対する再教育について

処分を受けた医師に対する再教育について（案）

処分を受けた医師に対する再教育については、今後、以下の方針で臨むこととしてはどうか。

（1） 当面の措置

医業停止処分を受けた医師に対しては、当面、既存の再教育・再研修プログラムを受講することを勧奨し、医師会など研修事業を行う団体との連携を強める。

（2） 再教育の具体的な内容の検討

医業に復帰する医師に対する再教育の具体的な内容については、別途、有識者から構成される検討会を平成16年度中に立ち上げ、
~~ご検討していただく。平成16年度中を目途に検討を進めること。~~

※ 主な審議の内容

- ・ 医業停止処分を受けた医師に対する再教育の具体的な内容
(再教育の期間、手法、実施機関)
- ・ 海外の事例の検討
- ・ 再教育の実効性を担保するための方策

資料 II - 3

検査拒否による保険医登録の取消処分を受けた者に対する処分について

健康保険法第78条による検査を拒否したため保険医の登録

取消処分を受けた者に対する医師法上の行政処分について（案）

1. 前回の医道審議会における議論の経緯

健康保険法第78条による検査を拒否したことにより、保険医の登録取消処分を受けた者に対しては、他に社会保険診療報酬の不正請求を行ったことが明らかであるなどの事情がない限り、医師法上の行政処分の対象とされず、戒告（行政指導）扱いとされるのが例であった。

しかし、前回（2月3日）の医道審議会医道分科会において、社会保険診療報酬の不正請求を行ったことが明らかである者については医師法上の行政処分の対象としているのに、検査を拒否して保険医の登録取消処分を受けた者について戒告扱いとするのは疑問であるとする意見があった。

2. 対応方針（案）

健康保険法の検査を拒否して保険医の登録取消処分を受けた者に

について、医事に関する不正として医師法上の行政処分の対象とする
ことは、法制上は可能であると考えられる。

しかし、従来は、医師法上の行政処分の対象としてこなかった不
正行為の類型について、相当重い処分を行うことについては、対象
者が予期していないことを考え合わせると、疑問もある。

このため、今後起こる健康保険法の検査拒否事例については、厳
正な処分を行うことをあらかじめ国民に対して明らかにすることと
してはどうか。

資料 II - 4

「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」
に係る法務省からの情報提供体制について

平成16年2月24日
照会先 医政局医事課
泉(内線2564)、谷(内線2565)、宇都(2576)
直通 03-3595-2196

「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」に係る法務省からの情報提供体制について

「罰金以上の刑に処せられた医師又は歯科医師」に係る情報提供について、法務省に協力依頼を行っていたところ、今般、各検察庁に対し通知していただいたところ。概要は下記のとおり。

1 情報提供の対象となる職種

職業が医師又は歯科医師と判明した者

2 情報提供の内容

○ 情報提供の対象となる事件の範囲

「罰金以上の刑が含まれる事件」で公判請求した事件又は略式命令を請求した事件
(ただし、軽微な事件については、公判請求事件に限る)

○ 情報提供の内容

- ・公訴事実の要旨
- ・判決結果及び事実の要旨（控訴審、上告審を含む）

3 情報提供開始時期

○ 通知日（2月23日）以降、起訴又は判決が行われる都度、順次、法務省から情報を提供いただく。

※ 提供された情報を厚生労働省で調査のうえ、行政処分を審議する

健康保険法等の検査拒否者に対する
医師法及び歯科医師法上の対応について

- 健康保険法第78条等による検査を拒否したことにより、保険医の登録取消処分を受けた者に対しては、他に社会保険診療報酬の不正請求を行ったことが明らかであるなどの事情がない限り、医師法及び歯科医師法上の行政処分の対象とされず、戒告（行政指導）扱いとされるのがこれまでの例であった。
- しかしながら、社会保険診療報酬の不正請求を行ったことが明らかである者については医師法及び歯科医師法上の行政処分の対象としているのに対し、検査を拒否して保険医の登録取消処分を受けた者について戒告扱いとすることは均衡を失しているばかりか、医師、歯科医師に求められる職業倫理に照らし、このような者を不問に付すことは疑問があることから、適切な対応が必要との結論に達したところである。
- したがって、今後発生する健康保険法等の検査を拒否して保険医の登録取消を受けた者については、医師法及び歯科医師法上の行政処分の対象とし、厳正な処分を行うこととする。

平成16年3月17日

医道審議会医道分科会

分科会長 片山 仁